平成２４年（フ）第２７３号
東京都稲城市大丸507番地
破産者　冨澤　勝男
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２９９号
東京都八王子市川口町592番地
破産者　竹嶋　誠一
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３００号
東京都八王子市川口町592番地
破産者　竹嶋　明美
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３９４号
横浜市鶴見区北寺尾７丁目14番15号
破産者　有限会社三幸建装
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６号
石川県七尾市和倉町ワ部34番地
破産者　ワクラ商事株式会社
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第４２号
岐阜県加茂郡八百津町和知145番地１
破産者　長瀬運送株式会社
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１６７号
山口県周南市大字徳山5582番地の５
破産者　株式会社俣賀工務店
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１４７号
山口県美祢市大嶺町東分来福台２丁目５番地の３、主たる営業所山口県美祢市大嶺町東分字池尻3058番地11
破産者　株式会社なかしん
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第６８０号
高知市鴨部1019番地８
破産者　フジ・プラネット株式会社
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８９８号
北九州市小倉南区中曽根１丁目２番３―401号
破産者　有限会社グライダーオフィス
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田3250番地　町営持田団地Ａ棟503号室
破産者　黒木　秀秋
1　決定年月日　平成24年７月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２１８号
福岡市南区長住３丁目１番３―602号、前住所福岡市西区横浜１丁目15番22号
破産者　安武　直人
1　決定年月日　平成24年７月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７１号
福岡県宗像市稲元７丁目１番14―101号
破産者　篠崎　弘美
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７８５号
福岡県春日市春日１丁目40番地、破産手続開始決定時の住所福岡県春日市大谷３丁目107番地７
破産者　前田　重行
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７６４号
北海道河東郡音更町木野大通東15丁目３番地139
破産者　渡辺　真美
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９３９号
大阪市西区新町３丁目９番20号403
破産者　原口三和子
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７号
兵庫県丹波市柏原町柏原2984番地１　県営住宅柏原南多田鉄筋団地１―404号
破産者　櫻井　研吾
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第８９７号
仙台市宮城野区蒲生字南屋ケ城１―50、住民票上の住所仙台市若林区大和町５丁目28番５―401号
破産者　青木　　繁
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
仙台市宮城野区燕沢２丁目９番５号
破産者　藤村ゆう子
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
仙台市青葉区国見１丁目13番30号　桜荘101
破産者　近藤　　香
1　決定年月日　平成24年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係